



平成 30 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名： ア サ ヒ 衛 陶 株 式 会 社
代 表 者 名： 取 締 役 社 長 町 元 孝 二
(コード番号： 5341 東証第二部)

問 合 せ 先： 取 締 役 丹 司 恭 一
企 画 管 理 部 長

電 話 番 号： 06-7777-2073

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 30 年 1 月 19 日開催の取締役会において、平成 30 年 2 月 27 日開催予定の第 67 回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます)に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 30 年 6 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、売買単位あたりの価格水準を維持し、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合(10 株を 1 株に併合)を行うものであります。

(2) 変更の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成 30 年 6 月 1 日をもって、平成 30 年 5 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合の効力発生日における発行可能株式総数

4,800,000 株(併合前 48,000,000 株)

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 11 月 30 日現在)	14,940,000 株
併合により減少する株式数	13,446,000 株
併合後の発行済株式総数	1,494,000 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 11 月 30 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	1,816 名(100.00%)	14,940,000 株(100.00%)
10 株未満所有株主	45 名 (2.48%)	85 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	1,771 名 (97.52%)	14,939,915 株(100.00%)

(注) 10 株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取又は買増」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 提案の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年6月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、本附則は、株式の併合の効力発生日をもって削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新 設)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>480万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 第6条及び第8条の変更は、平成30年6月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(4) 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成30年1月19日
定時株主総会決議日	平成30年2月27日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年6月1日(予定)

株式併合の効力発生日 平成 30 年 6 月 1 日（予定）

定款一部変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 1 日（予定）

（注）上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 30 年 6 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 5 月 29 日となります。

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A 1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とするために、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。併合実施後の 100 株は併合実施前の 1,000 株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の 10 倍となりますが、単元株式数は 10 分の 1(1,000 株から 100 株に変更)となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となります。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 5 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 30 年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生日後において、例 2 は 50 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。
- ・例 3 及び例 4 において発生する端数株式（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.1 株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合にて分配いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してのお問い合わせ、並びに単元未満株式の買取制度及び買増制度その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人(特別口座の口座管理機関)にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
電話 (0120)094-777 (通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以 上